

Business Risk Management

リスクマネジャーのための情報誌

2006

11

November

特集 PRM 企業リスクマネジメント

リスクマネジャーのための

メンタルヘルス・ マネジメント講座

【連載】

業界別リスクマネジメント講座

保険業界編②

リスクマネジャーのための法律講座

これだけは知っておきたい金融商品取引法のポイント



Q & A 身体拘束と安全管理

Q

特別養護老人ホームで相談員として働いている者です。施設では最近「身体拘束ゼロ運動」を行っていますが、リスクマネジメント（安全管理）の点からみてどうしても拘束をせざるを得ない利用者の方がいらっしゃいます。事故を未然に防止するために拘束することがやむを得ないという場合でも、拘束をしてはならないのでしょうか？

A

身体拘束と安全管理の問題は密接に関係する問題です。身体拘束とは、たとえば立位保持できない利用者が不意に立ち上がって転倒する危険性があるなどの理由で、安全性重視の観点から利用者の自由を制限するという事です。

しかし、事故防止のために利用者の自由を奪ってよいのかということが問題となって、できる限り身体拘束をせずに安全なケアを目指そうという動きが進んでいます。

事例によってこの問題を考えてみましょう。

<事例>

- 86歳・女性
- 要介護度4、アルツハイマー型認知症
- 移動：車いす
- 排泄：紙パンツ（尿意はつきりせず）
- 食事：自力摂取可能

在宅で生活していたが肺炎で入院。入院を機に臥床がちとなり、歩行が不安定になり特養に入所。帰宅願望が強く、不意の立ち上がりがある。自力での立位保持不可能。車いすからの立ち上がり時に転倒を繰り返す。入院中に下肢筋力の低下がおり、立位・歩行困難を生じている。肺炎を起こすまで

は在宅で生活しており、環境の変化が受け入れられず帰宅願望につながっている。認知障害があり自力での立位保持・歩行が危険であることが理解できず、自らの欲求にあわせて行動し転倒を繰り返している。このため、危険防止という理由で立ち上がり防止のために車いすY字型拘束帯を使用。身体拘束が行なわれた。

この女性の場合、本当に身体拘束をせざるを得ないケースでしょうか？

まず、拘束による弊害を考える必要があります。拘束することで動き回ることが制限され、そのことによってますます筋力が低下し、認知症が進行する恐れがあります。

さらに欲求が満たされないことによりストレスが溜まりやすくなって精神状態が不安定になり、突発的な行動を起こしやすくなることも考えられます。拘束されたまま無理に動こうとして車椅子ごと転倒することも考えられます。

次に、今後ケアをどのように工夫すれば拘束をなくすることができるかを

見てみたいと思います。

しっかりしたアセスメントによりどのような時にどのような理由で立ち上がろうとするのか、といった分析を行います。

本当に帰宅願望だけなのか、尿意をもよおした時はどうなのか、座り疲れはないか、退屈していないか、などをチェックして本人の行動特性を把握しスタッフ間で共有しておく必要があります。そして最後にケアの方針を定めます。

この方の場合、環境が変わったことへの配慮や排泄支援としてのトイレ誘導や気分転換をはかるためのレクリエーション活動などが方針として定められるでしょう。

この事例のように、身体拘束する方がかえってリスクを大きくすることも考えられます。拘束しないでケアする方法を十分に検討し、本人の尊厳を尊重したケアを心がけることが重要です。そのためにアセスメントとケアの方針をしっかり定めることが必要です。

PROFILE

オフィス・アサノ/代表

浅野 睦 Makoto Asano

丸井・ブルデンシャル生命を経て、コンサルタントとして独立。業務改革、営業戦略、リスクマネジメントを中心に、一般企業から医療法人など、幅広くコンサルティング活動を展開。リスクマネジメント協会理事。

